

横浜家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成20年11月21日（金）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室（本館5階）

第3 出席者

（委員）五十音順，敬称略

石井徹夫，石黒康仁，岡崎勲，押切瞳，近藤昭一，近藤文子，佐藤主税，
澤村恭正，林義亮，森和雄，山上晃，山崎恒（委員長），四方耀子

（事務担当者）

吉武雅人，野寺富和，盛田栄男，栗田昭彦，境敏博，助川政浩，小原誠司，
吉田勝行

第4 テーマ

横浜家庭裁判所における広報の在り方について

第5 議事

1 山崎委員長及び事務局から横浜家庭裁判所における広報についての説明

2 意見交換（以下，●委員長，○委員，◆事務局）

● 市民の方々に当庁の広報行事を知っていただくため，広報行事の開催についてどのように周知したら良いのか，御意見をお伺いしたい。

○ 広報に使える予算はどのくらいか。また，広報を扱う担当部署はどこか。

◆ 広報のための特別な予算はなく，裁判所の一般的な物品を買うための予算の一部から，紙を買って自前の機械を使って印刷したり，郵送するための封筒や切手代に使ったりする程度のものである。担当部署についても，広報専門の部署はなく，総務課文書係が一般的に広報を担当している。

○ 先日横浜家裁で開催された広報行事「遺産相続セミナー」に参加したが、参加人員が非常に少ないという印象を受けた。法律に関する正確かつ大量の情報を有している家庭裁判所が開催するセミナーならば、市民の関心も高く、潜在的な需要があるはずであるが、それが参加人員に繋がらないというのは、関心を持っている人にうまく伝わっていないからなのではないか。基本的に公共機関に多く配布しているということは、よほど関心があるという人以外にはあまり伝わっていないと思われる。新聞は多くの方々が読んでおり、かなり効果があるはずなので、もっと新聞社等のマスコミにお願いして催し物の欄などに記事を載せてもらえるよう強く働きかけるべきである。

他に参加人員が少ない原因で考えられることとしては、会場の問題があると思う。一般の人の感覚として、裁判所に来てくれ、というのは抵抗がある。外部の会場を借りて行った方がより参加してもらいやすいのではないか。

◆ 司法記者クラブにチラシを持っていったり、記者に広報行事開催の記事掲載についてお願いをしたりしたが、必ずしも掲載には結びつかなかった。

○ 基本的には、記者との人間的な付き合いがどのくらいかによって、記事掲載における対応が変わってくるところが大きいと感じる。記者クラブに出向いて広報行事の紹介をしたといっても、相手方としては幹事社だから対応した程度でしか受け取ってもらえず、結果として広報行事について記者に伝わっていないのではないか。

また、新聞社には催し物掲載の担当部署があるので、そちらの方をお願いするのも良いと思う。

○ やはり、記者クラブに出向いて広報するのみでは不十分で、マスコミの本社に直接足を運んで、広報行事について宣伝すべきである。

今回横浜家裁が作成した広報行事「遺産相続セミナー」のチラシを見たが、何を行う広報行事なのか、広報行事で裁判所が何を答えてくれるのか見えてこない。日程を載せることも大事だが、それよりも、裁判所がこういうこと

を答えてくれるんだ，と具体的に分かるようなアイキャッチのあるチラシを作ってもらいたい。広報行事のチラシについては，業者をお願いした方がもう少しデザインの良いものが出ると思う。

各地家裁でそれぞれ広報行事を行うとどうしても規模の小さいものになってしまうので，全国レベルで広報行事を行った方が効果が大きいと思う。

○ 各自治体が発行している広報誌やタウン誌は，市民にも多く読まれていることから，これらを利用してはどうか。

◆ 先日開催した「遺産相続セミナー」では，各自治体の広報誌への掲載は2ヶ月前に依頼する必要があったため，当裁判所でも依頼を検討したものの，取組みが遅れたこともあって，間に合わなかった。

○ 自治体の広報誌については，自分の地区の情報ならば掲載するといったところもある。効果はどの程度なのか検証していないので分からないが，一つの媒体として利用できると思う。

○ 自治体の広報誌は，どの新聞にも入るので市民の目にも触れやすく，ある程度効果が期待できるのではないか。

○ 調停協会では，毎年秋に調停相談会を主催しているが，その際に気を付けていることとして，まず曜日の設定を市民が来やすい土日に行っていることである。その他にも，市の広報誌やタウン誌に調停相談会の開催について記事掲載をお願いしていることが挙げられる。調停相談会を知ったきっかけについて参加者にアンケートをとったところ，最も多いのが自治体の広報誌である。以下順に，タウン誌，新聞といった感じである。ただ，自治体の広報誌等の掲載元に情報を配りっぱなしでは駄目で，掲載時期が近づくと事前に掲載元に対して掲載されるか否かについて確認している。

○ 自治体の広報誌やタウン誌は非常に便利なのが書いていることから，特に主婦らにはよく見られている。

また，一般市民の感覚としては，誰しも紛争に巻き込まれたくはないわけ

で、好きこのんで裁判所には来たくないとも思っている。その裁判所が開催する広報行事に市民の方々に参加してもらうためには、裁判所がどのような手続を扱っていて自らが抱えている紛争をこういうふうに解決できる場所なんだ、といった裁判所を利用することの意味が分かるような広報の仕方が大事である。チラシではどうしても軽い印象を与えるので、プレスや自治体の広報誌、タウン誌の方がより広報行事に関する説明が加えやすいのではないか。

- 横浜家裁が作成した広報行事のチラシを見ても、参加希望等に関する問い合わせ先の表示が分かりにくいと感じる。どうしても裁判所だということで、市民の方々が構えてしまうところがあると思うので、もっと裁判所に訪ねやすい、入口をもっと意識した作り方が必要であると思う。その際、一般市民の方々にはあまり知られていないけれども、知るとエッと驚くような内容をキャッチフレーズとして使うと良いのではないか。
- 当日行う予定の広報行事の内容を出来るだけ具体的に事例を挙げつつ、併せて広報行事の参加者募集について新聞記事にしてもらおうと、広報行事に関心を持ってもらえるのではないか。
- 各家庭裁判所が行っている家事手続情報サービスの制度をもっと積極的に広報した方がより多くの方に家事手続について知ってもらうには効率が良いと思う。
- チラシを各自治体等に備え置いてもらう際には、単に郵送するのではなく、実際に各自治体を訪ねて、担当者に行事の内容を説明する等をしないと、まず先方に行事内容について理解されず、場合によってはチラシをちゃんと備え置いてもらえないというおそれもあるのではないか。また、比較的裁判所の手続に関心が高いと思われる税理士会や法科大学院にもチラシを配布するのはどうか。

また、広報行事の参加者にアンケート書いてもらう際、今後行事案内を希望されるリピーターには、住所、氏名も書いてもらうようにするのも良いの

ではないか。

- 紙面構成に影響のある人に広報行事の記事掲載を直接依頼するのが効果がある。そのためには、普段から足繁く編集局等に通う必要があると思う。
- 出前広報は非常に有効であるし、一般市民も裁判所に出向かなくても良いので、抵抗がないはずである。横浜家裁でも学校をはじめとして、多くの出前広報を行っているようであるが、その他にも、地区センターや市役所等で場所を借りたり、会議所や商店街、老人会等の会合に出向いたりして広報行事を行うのも良いのではないか。
- 当裁判所が行っている少年審判の出前講義では、小中学校及び高校に出向いて、当裁判所が作成した模擬少年審判のDVDを見せながら、子ども達に対して、なぜ法律を守らなければならないのか等について教えたり、なぜ裁判官になったのか、といった職業選択について話したりしている。
- 近年学校では、生徒の職業体験として、実際に働いている人にインタビューしたり、出前授業してもらうことを通じて、外部の方々を学校の中に積極的に入れている。
- ◆ 地方自治体から、主に成年後見制度の手続について、市町村職員の教育の一環として教えてほしいという要請があつて、家庭裁判所の職員を講師として出向くといったことはあるが、これは通常の広報とは若干ニュアンスが異なるものと思われる。
- ここからは、裁判所が行うべき広報はどうあるべきか等、広報全般の御意見をお伺いしたい。
- 先日私は横浜家裁で行われた広報行事「遺産分割セミナー」に参加し、その行事の中で流れた家事手続を説明したDVDを見た。確かに、家事手続についてビジュアルで説明していることもあつて、概括的に理解はできるよう作られていたのは良かったが、職員が演じていることもあつて、裁判所はやはり堅苦しいなという印象を受けた。市民の方々に家事手続を知ってもらう

ためだけではなく、裁判所が親しみやすく、相談しやすい印象を持ってもらうことも大事であるはずである。そのためにはプロの出演者を使ってみてはどうか。

裁判所のウェブサイトも堅苦しい。裁判所の特定のデータを見ようと思わないと、目的のものを見ることができなく、閉鎖的が印象がある。これでは、なかなか市民の方がアクセスしようとは思わないのではないか。

- ◆ 横浜地家裁のウェブサイトにはアクセスするためには、まずは最高裁のトップページから、各地の裁判所を選択し、そこから御覧いただくことになる。横浜地家裁のウェブサイトでも、特定の記事について興味を持って見ているものの中にはあるが、もっと市民の方に見やすい、アクセスしやすいページになるよう工夫しなければならないと感じている。

ただ、レイアウトや載せることができる情報が最高裁の方で決められていることから、横浜だけページレイアウトを独自に作成することは、現状では難しい。

- 相続や後見関係で問題を抱えている方々は、弁護士等に相談する方もいると思うが、一般的には相談する術も分からないという方が非常に多いと感じる。そういう方も、自治体の広報誌やタウン誌を見ていると思われることから、タウン誌等を有効に活用してほしい。
- 地域誌やタウン誌の方に裁判所から接触を図ってはどうか。また、所長も積極的に新聞に登場されたら良いのではないか。
- 検察庁でも、利用者に、検察庁のウェブサイトにイベント等が載ってるかもしれないから見に行ってみよう、といったようなアクセスの最初のきっかけを作るのが難しいところである。
- 弁護士会が主催している「弁護士フェスタ」では、街頭でビラ配りを行っているが、これは、どちらかという、主催者側のモチベーションを高めるという目的もあって行っていることである。

裁判所のウェブサイトでは、個々の裁判官の名前を公表する等して、もっと情報をオープンにしたらどうか。

先日開催した広報行事「遺産相続セミナー」では、遺言書を発見したらどうするか等といったことについて取り上げている。そこで、次回以降の広報行事では、実際に市民の方々が裁判所に来たら、裁判所の手続案内の態勢や受付態勢はどうなっているのか、といったことを取り上げると、より裁判所のPRになるのではないか。

- 特に若い人たちは、検索サイトから目的のページにアクセスすることが多い。そのため、私たちの組織のウェブサイトでは、一般的な言葉をページに散りばめ、出来るだけ検索エンジンに引っかかるようにしている。

裁判所でも、例えば今回開催した遺産相続セミナーの結果報告をウェブサイト上に掲載すると、それが検索エンジンに引っかかり、遺産相続について知りたがっている人からのアクセスも増えるのではないか。

- 最近はウェブサイトで情報を収集することが多いが、それでも、裁判官や調査官の顔を直に見るということは大事なことだと思うので、出前講義はエネルギーが必要だと思うが、今後も学校等に出向いて講義等の広報を行ってもらいたい。
- 出前講義を行い、裁判官や調査官、書記官が学生と対話することを通じて、少年に対する理解を深める良い機会となっている。

第6 次回のテーマについて

少年事件における家庭裁判所調査官の役割と保護的措置の取組みについて

第7 次回の期日について

平成21年3月6日（金）午後3時（当裁判所本館5階大会議室）